

入院時食事療養費の自己負担金額の変更について

日頃より、当院の運営に温かいご理解ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、**令和7年4月1日**より、国の健康保険法等の規定に基づき入院中の食事代の自己

負担金額が下記の通り変更となります。

記

【食事負担額（1食あたり）】

対象病棟：全ての医療保険病棟

	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
①一般（課税世帯）	490円	510円
②住民税非課税（Ⅱ）	180円または230円	190円 または 240円
③住民税非課税（Ⅰ）	110円または140円	110円 または 140円

※指定難病受給者で①一般（課税世帯）の負担額も変更となる予定です。

※住民税非課税（Ⅱ）区分の設定を受けていた方は、入院日数が90日を超えた場合、

お住いの区の区役所保険年金課で申請をして設定を受けると食事代が安くなります。

原則、申請した翌月から該当となります。

受付後、速やかに病院の窓口にご提示お願いいたします。